

# 山形大学理学部及び大学院理工学研究科（理学系）における試験等の不正行為の取扱いに関するガイドライン

## 1 目的

このガイドラインは、山形大学理学部及び大学院理工学研究科（理学系）における単位認定に関わる重要な試験（以下「単位認定試験」という。）並びにそれ以外の小テスト、レポート、その他の各種試験及び授業（以下「小テスト等」という。）における不正行為を未然に防止し、不正行為が判明した場合の取扱いを定め、公平で適正な教育環境を維持することを目的とする。

## 2 不正行為の未然防止

試験監督者又は担当教員（以下「試験監督者等」という。）は、単位認定試験及び小テスト等の実施に当たり、許可する行為及び禁止する行為を事前に指示し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、次の不正行為の未然防止に努めなければならない。

- (1) カンニングペーパー等の使用
- (2) 代理受験
- (3) 答案、レポート等の交換
- (4) 使用が許可されていない参考書等の使用
- (5) 使用が許可された参考書等の貸借
- (6) 文章、データ等の剽窃
- (7) 出席に関する虚偽申告
- (8) 試験監督者等の指示に従わない行為
- (9) その他学問上一切の不正に当たる行為

## 3 不正行為に対する措置

不正行為を行った学生は、次により措置する。

### (1) 単位認定試験

#### ア 教務上の措置

当該科目は不合格（評点；0点）とし、それ以降に受験した科目すべてについては履修取消とする。

#### イ 学則上の措置

懲戒処分（無期停学）とする。

### (2) 小テスト等

#### ア 教務上の措置

当該不正行為の状況により、次のいずれかとする。

当該小テスト等を無得点とする。

当該科目を不合格（評点；0点）とする。

#### イ 学則に準ずる措置

学部長（大学院学生にあつては研究科長又は副研究科長）による嚴重注意（文書又は口頭）とする。

## 4 準用

小テスト等の内容及び位置付けが単位認定試験と同等又は準ずるもので、事前にその旨を学生に十分周知し当該小テスト等を実施した場合における不正行為については、単位認定試験と同等に取り扱う。

## 5 その他

このガイドラインによりがたい場合は、学部長の判断により対応するものとする。